

玉野市小規模工事（修繕）契約希望者登録制度に申請される方へ （有効期間：令和4年4月1日～令和7年3月31日）

1 玉野市小規模工事等修繕契約希望者登録制度について

この制度は、玉野市が発注する小規模な工事（修繕）のうち「小額で内容が簡易なもの」について受注を希望する方を登録し、「玉野市競争入札参加者の資格に関する規程」の規定による入札参加資格を有する方でなくても、受注機会を得られるようにするものです。

《登録できる者》※下記の全てを満たしている者

- (1) 玉野市内に本店を有する法人又は住所を有する自営の個人。（建設業許可の有無、経営組織、従業員数は問いません。）
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 希望する業種の履行に当たって、法令の定めにより必要となる許可、免許又は登録を受けている者

《登録できない者》※下記のいずれかに該当する者

- (1) 上記(1)～(3)の全てを満たさない者
- (2) 建設工事、測量、建築関係建設コンサルタント、補償関係コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査に関して玉野市競争入札参加資格を有する者
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 公共の契約の相手方として不適当であると認められる者

2 登録できる業種について

登録できる業種は、建設業法で定めている業種で別紙「小規模工事等の種類及び具体例」の中から3業種までとします。

3 対象となる工事（修繕）について

1件の予定金額が50万円未満の工事（修繕）で、その費用が修繕料から支出されるものが対象となります。

4 登録申請の方法について

登録を希望する者は、次に掲げる書類を提出してください。

※ 証明書は、いずれも、写しでも可能ですが、証明年月日が、申請日より3箇月以内のものに限ります。

- (1) 小規模工事等修繕契約希望者登録申請書

※ 申請書は、契約管理課（市役所本庁舎2階）にあります。

また、契約管理課のホームページからダウンロードもできます。

- (2) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票
- (3) 個人にあっては市町村長が発行する身分証明書
- (4) 市税に未納がないことの証明書

※（法人の代表者が市内に住所を有する場合は、代表者個人の市税の証明書も必要）

- (5) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
(例) 電気工事 (電気工事業者、電気工事士、電気主任技術者など)
管工事 (玉野市指定給水装置工事事業者、玉野市下水道排水設備指定工事店、
〇〇ガス指定工事店、液化石油ガス設備士など)
消防施設工事 (消防設備士)
(※資格、免許等が不要な小規模工事 (修繕) のみを履行する場合には不要です。)

5 登録申請の受付について

基準受付期間は、市長が指定する年から3年目ごとの1月5日から1月末日です。

基準受付期間内に申請できない者については、4月、7月、10月の初日から末日まで、翌年及び翌々年の1月5日又は4月、7月、10月の初日から末日まで受け付けます。

有効期間は、基準受付期間の属する年の4月1日から3年間です。

ただし、基準受付期間外の申請に係る有効期間は、基準受付期間内に申請を行った契約希望者の有効期間の末日までです。なお、令和3年10月末日までに登録申請があった者の有効期間は令和4年3月31日までとします。

申請書は契約管理課のホームページからダウンロードできます。

6 登録の取り消しについて

登録名簿に登録された方が、次のいずれかに該当した場合は、登録が取り消されますので、ご注意ください。

- (1) 1に規定している《登録できない者》に該当するようになったとき。
- (2) 契約に関して談合等の独占禁止法、その他関係法令に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があったとき。

7 登録すると

「玉野市小規模工事等修繕契約希望者登録名簿」に登載して、市が小規模な工事 (修繕) を発注する際の業者選定の対象となります。

ただし、名簿に登載されても、指名や契約を約束するものではありません。

○ 登録受付・問い合わせ先

〒706-8510 玉野市宇野1丁目27番1号

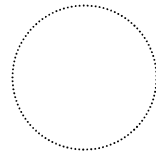
玉野市総務部契約管理課

TEL 0863-32-5518

FAX 0863-32-5517

小規模工事等の種類及び具体例

番号	工事(修繕)の種類	修繕工事の例示
1	土木一式工事	道路(側溝等)・下水(マンホール等)・水路(護岸等)の修繕工事
2	建築一式工事	建物の修繕工事で工事の種類が複数に及ぶもの
3	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事等
4	左官工事	左官工事、モルタル工事、吹付工事等
5	とび・土工・コンクリート工事	とび工事、足場等仮設工事、工作物解体工事、土工事、コンクリート工事、ネットフェンス工事等
6	石工事	石積み工事等
7	屋根工事	屋根ふき工事等
8	電気工事	送配電設備工事、構内電気設備工事、照明設備工事等
9	管工事	空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、ガス管配管工事、ダクト工事等
10	タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み工事、レンガ積み工事、タイル張り工事等
11	鋼構造物工事	鉄骨工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設備工事等
12	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事等
13	ほ装工事	アスファルトほ装工事、砂・砂利ほ装工事等
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
15	板金工事	板金加工取付け工事等
16	ガラス工事	ガラス加工取付け工事
17	塗装工事	塗装工事等
18	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、シート防水工事等
19	内装仕上工事	天井仕上げ工事、壁張り工事、内装間切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、カーテン・ブラインド工事等
20	機械器具設置工事	各施設機械器具設置工事等
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事
22	電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事等
23	造園工事	植栽工事、公園設備工事、園路工事等
24	さく井工事	さく井工事等
25	建具工事	サッシ工事、シャッター工事、金属製・木製建具工事
26	水道施設工事	取水施設工事、浄化設備工事、配水設備工事等
27	消防施設工事	火災報知設備工事等
28	清掃施設工事	ごみ処理施設工事等
29	解体工事	解体工事等



玉野市小規模工事等修繕契約希望者登録申請書

令和 年 月 日

玉野市長 様

玉野市が発注する小規模工事等修繕について、契約希望者登録を申請します。

住所又は所在地	〒706- 玉野市	
フリガナ		申請・使用印
商号又は名称		
フリガナ		
代表者職・氏名		
電話番号		
FAX番号		

- ・「申請・使用印」の欄には、見積書や契約書等に使用することとなる印鑑を押印してください。
- ・法人の場合は、代表者印を使用してください。
- ・個人事業主の場合は、実印でなくても結構ですが、ゴム等の変形しやすい材質のものや、量販され同様の印影があるものは不可です。

●工事(修繕)受注状況（登録を希望する業種ごとの主な実績（民間工事を含む））

工事(修繕)業種	履行時期	発注者	内容	請負金額
	年 月			千円
	年 月			千円
	年 月			千円

●登録希望業種(3業種以内)

希望業種	具体的な業務内容	経験年数	許可・免許の種類、名称等
		年 月	
		年 月	
		年 月	

※許可・免許が必要な業種は、それを証明する書類の写しを添付してください。

※希望業種は別紙「小規模工事等の種類及び具体例」の中から希望する業種を選択してください。

●添付書類チェック欄

登記事項証明書(法人)

住民票(個人)

市町村が発行する身分証明書(個人)

市税に未納がないことの証明書

(法人の代表者が市内に住所を有する場合は、代表者個人の市税の証明書も必要)

希望する業種を履行するために必要な資格、許可等を証するものの写し

※いずれの証明書も写し可。ただし、証明年月日が申請日から3箇月以内のものに限る。

令和 年 月 日

玉野市長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

玉野市暴力団排除条例に係る誓約書

私は、玉野市暴力団排除条例（平成24年玉野市条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、条例の趣旨を理解した上で、玉野市が行う公共工事その他の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、下記の事項について誓約します。

これらの事項と相違することが判明したときは、玉野市が行う契約解除等の一切の措置について、異議の申立てを行いません。

なお、誓約事項の確認等のために、玉野市が岡山県警察本部等に対し照会を行うことについても同意します。

記

- 次に掲げる者が条例第2条に規定する暴力団員等ではないこと。また、暴力団員等を新たに選任しないこと。
 - 法人である場合 代表者及び役員
 - 個人事業主である場合 代表者
 - 個人である場合 個人本人
- 1の各号に掲げる者が、暴力団及び暴力団員等と社会的に非難される関係を有していないこと。
- 暴力団員等を雇用していないこと。また、新たに雇用しないこと。
- 暴力団及び暴力団員等が実質的に経営に参加していないこと。
- 玉野市の発注する公共工事その他の事務又は事業について、下請負に付そうとする場合は、上記1から4までの事項を満たす者のみを下請負人とする事。
- 条例第4条、第6条に基づき、必要書類の提出を求められたときは、速やかに提出すること。

以上

玉野市暴力団排除条例（抄）

（目的）

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に介入し、暴力団の威力及びこれを背景とした資金獲得活動によって、市民等に多大な脅威を与えている現状に鑑み、暴力団の排除に関し、基本原則を定め、市及び市民等の責務又は役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策を定め、暴力団の排除を総合的かつ計画的に推進することにより、安全で平穏な市民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- （3）暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- （4）市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者及び市内において活動を行う事業者その他の団体をいう。
- （5）関係団体 法第32条の3第1項の規定により公安委員会から暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除に関する活動を行う団体をいう。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、市民等に対し、暴力団の排除に関する理解を深めるため、広報及び啓発活動を積極的に行うものとする。

（公共工事等における措置）

第6条 市は、公共工事その他の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者を入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。